令和6年2月定例県議会付議案

議案第	1号	令和6年度	E鳥取県 ー	·般会計予算
議案第	2号	同	鳥取県用	品調達等集中管理事業特別会計予算
議案第	3号	同	鳥取県公	<u>債管理特別会計予算</u>
議案第	4号	同	鳥取県紿	<u>;与集中管理特別会計予算</u>
議案第	5号	同	鳥取県国	<u>民健康保険運営事業特別会計予算</u>
議案第	6号	同	鳥取県母	<u> </u>
議案第	7号	同	鳥取県中	小企業近代化資金助成事業特別会計予算
議案第	8号	同	鳥取県就	t農支援資金貸付事業特別会計予算
議案第	9号	同	鳥取県材	*業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
議案第1	0号	同	鳥取県県	<u>. 営林事業特別会計予算</u>
議案第1	1号	同	鳥取県県	<u> 営境港水産施設事業特別会計予算</u>
<u>議案第 1</u>	2号	同	鳥取県沿	<u>岸漁業改善資金助成事業特別会計予算</u>
議案第 1	3号	同	鳥取県港	湾整備事業特別会計予算
議案第1	4号	同	鳥取県収	<u>入証紙特別会計予算</u>
<u>議案第 1</u>	5号	同	鳥取県県	<u>立学校農業実習特別会計予算</u>
議案第1	6号	同	鳥取県育	· 英奨学事業特別会計予算
議案第 1	7号	同	鳥取県天	神川流域下水道事業会計予算
<u>議案第 1</u>	8号	同	鳥取県営	電気事業会計予算
<u>議案第 1</u>	9号	同	鳥取県営	工業用水道事業会計予算
議案第2	0号	同	鳥取県営	世立事業会計予算
<u>議案第 2</u>	1号	同	鳥取県営	病院事業会計予算
議案第2	2号	令和5年度	<u> </u>	·般会計補正予算(第8号)
議案第2	3号	同	鳥取県公	·債管理特別会計補正予算(第1号)
<u>議案第 2</u>	4号	同	鳥取県国	民健康保険運営事業特別会計補正予算(第1号)
<u>議案第 2</u>	5号	同	鳥取県中	小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算(第1号)

議案第26号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算(第1号)

議案第27号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算(第1号)

議案第28号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

議案第29号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算(第1号)

議案第30号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算(第3号)

議案第31号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算(第3号)

議案第32号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算(第4号)

議案第33号 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(デジタル基盤整備課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。 (概 要)

番号法の規定を引用する規定について所要の改正を行う。

[行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する 法律の施行の日から施行]

議案第34号 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(交通政策課)

鳥取空港及びその関連施設(「以下「運営対象施設」という。)に公共施設等運営権を設定する場合には、選定事業者を公募の方法により選定する等に努めることとするとともに、これに伴い、適正かつ公正な運営等の確保及び空港の利用者の便益の増進を図るため、必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①知事は、公共施設等運営権を設定する場合には、選定事業者を公募の方法により選定する 等、民間の資金、経営能力及び技術的能力を最大限に活用した効果的かつ効率的な運営対 象施設の運営等ができるよう努めるものとする。
- ②選定事業者の選定の基準に次に掲げる基準を加える。
 - ア 運営対象施設の運営等に関する計画が空港の公正な利用を確保することができるものであること。
 - イ 運営対象施設の運営等に関する計画が空港の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - ウ 運営対象施設の運営等に関する計画が運営対象施設を活用したにぎわいの創出に資するものであること。
- ③知事は、運営対象施設に公共施設等運営権を設定した場合には、空港機能施設事業を行う者を指定し、必要な規制を行うことができる。

「令和6年4月1日施行」

議案第35号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事企画課)

令和6年4月に開校する鳥取県立まなびの森学園における教育指導の業務の特殊性に鑑み、 当該業務に従事したときに支給する特殊勤務手当を新設する等、所要の改正を行うものである。 (概 要)

①夜間学級担当手当を新設し、鳥取県立まなびの森学園に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が、正規の勤務時間による勤務の一部が夜間(午後8時後午後10時前の間をいう。)において行われる生徒の教育指導に関する業務に従事したときは、業務に従事した月1月につき次の職員の区分に応じ、それぞれに掲げる額の手当を支給する。

ア 校長 13,000円

- イ 教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師 19,000円
- ②困難折衝等業務手当を支給する業務を定めた規定中引用する売春防止法の題名及び条項 並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の用語について、所要の規定の整理を行 う。

[令和6年4月1日施行]

議案第36号 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障害者支援施設に関する 条例の一部を改正する条例(障がい福祉課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正
 - ア 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービスの事業を提供することができる 事業者に通所リハビリテーション事業の指定を受けている者を加える。
 - イ 就労選択支援は、就労選択支援アセスメントを行い、当該就労選択アセスメントの結果に基づき、便宜を適切かつ効果的に供与すること、事業所ごとに管理者及び就労選択支援員を置くこと、利用定員が10人以上であること等、就労選択支援の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定める。
 - ウ 共同生活援助は、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着等に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならないことを基本方針に加える。
 - エ 居宅介護等を行う障害福祉サービス事業者は、個別支援計画を作成したときは当該計 画書を指定特定相談支援事業者等に交付することとする。
 - オ 療養介護等を行う障害福祉サービス事業者は、個別支援計画の作成のために行うアセスメントにおいては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握することとし、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮して個別支援計画を作成することとする。
 - カ 生活介護又は自立訓練を行う障害福祉サービス事業者の事業所に置くべき従業者に 言語聴覚士を加える。
 - キ 就労移行支援を行う事業所の規模は、利用定員が 10 人以上(現行 20 人以上(中山間地域において事業を行う事業所にあっては 10 人以上))であることとする。
 - クーその他所要の規定の整備を行う。
- ②鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部改正
 - ア 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握及び当該意向の定期的な確認等を行い、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置又は必要な援助を講じなければならないこととする。
 - イ 生活介護又は自立訓練(機能訓練)を行う障害者支援施設に置くべき従業者に言語聴 覚士を加える。
 - ウ 障害者支援施設は、個別支援計画の作成のために行うアセスメントにおいては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握することとし、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえて個別支援計画を作成することとする。

「令和6年4月1日施行ほか」

議案第37号 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の一部を 改正する条例(長寿社会課)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①訪問介護等を行う指定居宅サービス事業者等は、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束 その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わないこととし、 身体的拘束等を行うときはその態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理 由を記録するとともに、その記録を整備し、及び保存するものとする。
- ②その他所要の規定の整備を行う。

[令和6年4月1日施行ほか]

議案第38号 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例(医療・保険課等)

濫用等のおそれのある医薬品の適正使用のための環境整備を行うとともに、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部が改正され、大麻草の栽培に関する規制が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正
 - ア 県は、濫用等のおそれのある医薬品の適正使用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有するものとする。
 - イ 県民は、濫用等のおそれのある医薬品を適正に使用しなければならないものとする。
 - ウ 化学的変化により容易に麻薬を生成する物を薬物に加える。
 - エ 知事は、大麻草採取栽培者の免許はしないこととする。
 - オ その他所要の規定の整備を行う。
- ②鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 鳥取市が処理することとしている大麻取締法に基づく大麻取扱者免許の申請の受理等の 事務を廃止する。
- ③鳥取県手数料徴収条例の一部改正 大麻取扱者に係る手数料を廃止する。

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行ほか」

議案第39号 子育で王国とっとり条例の一部を改正する条例(子育で王国課)

子育て支援等の施策を拡充するとともに、こども基本法が施行され、国においてこども大綱が策定されたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものである。

(概 要)

①県が推進する子育て支援等に関する施策に次に掲げる施策等を加える。

/	る地外に外に掲げる地外寺で加たる。
区分	施策の主な内容
きずなを強め地域みんなで取	1 子どもが犯罪や交通事故の被害者にも加害者に
り組む子育てを支援する施策	もならないよう、地域社会全体で子どもを見守り、
	子どもが健全に育つ環境を整えること。
	2 多様性が尊重され、全ての子どもが孤立すること
	なく社会に自らの居場所を得られるよう、必要な支
	援を行うこと。
子どもの発達の程度に応じて	1 子どもの意見を聴く機会を十分に確保するとと
自立を支援する施策	もに、子どもが権利の主体としてその意見が尊重さ
	れる環境の整備を図ること。
	2 子どもの非行を防止し、また、非行からの立ち直
	りを支援すること。
	3 子どもが職業生活を順調に始められるようキャ
	リア教育や雇用機会の確保を図ること。
特に支援が必要な子ども・家	1 不登校、中途退学、いじめ被害、ひきこもり、大
庭の健やかな生活を支援する	人と同様の家事、家族の介護等その他の困難を抱え
施策	る子どもに対して必要な支援を行うこと。
	2 子どもの自死を防ぐために必要な支援を行うこ
	と。
施策	2 子どもの自死を防ぐために必要な支援を行うこ

②その他所要の規定の整備を行う。

[令和6年4月1日施行ほか]

議案第40号 鳥取県婦人保護施設に関する条例の一部を改正する条例 (家庭支援課)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定され、婦人保護施設が女性自立支援 施設に改められること等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①婦人保護施設の名称を、女性自立支援施設に改める等所要の規定の整備を行う。
- ②女性自立支援施設の居室の定員を原則1人(現行 4人以下)とする等施設の設備及び 運営に関する基準を改める。

[令和6年4月1日施行]

議案第41号 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

(水環境保全課)

浄化槽の法定検査の受検率の向上を図るため、浄化槽保守点検業者は浄化槽管理者に対し、 法定検査の受検を勧奨するとともに、法定検査の円滑な実施に協力する努力義務を設ける等所 要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に対し、法定検査を受けることを勧奨するとともに、 円滑な法定検査の実施に協力する努力義務を設ける。
- ②浄化槽保守点検業者が保守点検を行った場合において、浄化槽法の規定による浄化槽の清掃が行われていないときは、その旨を浄化槽管理者等に通知しなければならないことを明確化する。
- ③浄化槽保守点検業者が営業所に置かなければならない浄化槽管理士について、浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者は、研修を受講した浄化槽管理士と同等に扱い、登録の要件を緩和する。
- ④その他所要の規定の整備を行う。

[令和6年4月1日施行]

議案第42号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(住宅政策課)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者について定めた規定中引用する 売春防止法上の用語を改める。
- ②老朽化した宇倍野第2団地を廃止することに伴い、当該団地に係る規定を削除する。

[令和6年4月1日施行ほか]

議案第43号 鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例(農地・水保全課)

農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、県が土地改良法の規定により地域農業経営基盤強化促進計画の区域内において行う土地改良事業の対象に、農地中間管理機構が農業経営等の委託を受けている土地を含めることとされたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①県が行う機構関連事業の施行に係る地域内にある土地(以下「事業施行地域内土地」という。)について農地中間管理機構に農業経営等の委託をした者が、当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合等には、その者から特別徴収金を徴収するものとする。
- ②①にかかわらず、事業施行地域内土地につき、農地中間管理機構に対し農業経営等の委託をした者が、当該委託の解除をした場合であって、引き続き当該委託の解除に係る土地に農地中間管理権を設定した場合において、当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、当該農業経営等の委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上である場合は、特別徴収金を徴収しないものとする。

[公布施行]

議案第44号 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を 改正する条例(県土総務課)

附属機関の委員その他の構成員の報酬の額が改められたことに伴い、収用委員会の審理等の ために出頭させた参考人の手当の額を改めるものである。

「令和6年4月1日施行」

議案第45号 鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例(港湾課)

漁港漁場整備法の一部が改正され、漁港施設等活用事業制度が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①目的について定めた規定中引用する法律の題名を改める。
- ②漁港施設等活用事業の実施計画において漁港の区域内の水域及び公共空地を占用する計画が認定され、当該計画を実施する者は、当該水域及び公共空地の占用に係る土砂採取料等を納付しなければならないものとする。

[令和6年4月1日施行]

議案第46号 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(会計指導課、消防防災課)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、手数料の標準とすべき額が改められたことに伴い、手数料の額の設定又は変更を行うものである。

(手数料の概要)

設定

区 分	単 位	金 額
液化石油ガスの保安の確保及び取 引の適正化に関する法律に基づく 充てん設備の許可を受けた者の高 圧ガス保安法に基づく高圧ガスの 製造の許可申請	1件につき	6, 000円

引上げ

区 分		単位	金額		
			現 行	改正後	
危	険物取扱者試験の実施				
	甲種危険物取扱者試験	1件につき	6,600 円	7,200 円	
	乙種危険物取扱者試験	1件につき	4,600 円	5,300円	
	丙種危険物取扱者試験	1件につき	3,700円	4,200 円	
危険物の取扱作業の保安に関する 講習の実施		1件につき	4,700 円	5, 300 円	
消	消防設備士試験の実施				
	甲種消防設備士試験	1 件につき	5,700円	6,600円	
	乙種消防設備士試験	1 件につき	3,800 円	4,400 円	

[令和6年4月1日施行ほか]

議案第47号 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例(警察本部生活安全企画課)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により警備業法等の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(手数料の概要)

引上げ

D 八	単位	金額		
区 刀		現行	改正後	
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	1件につき	12,700 円	14,000 円	

廃止

/元业				
区分				
警備業法に係る事務	認定証の再交付			
	認定証の書換え			
自動車運転代行業の業務の	認定証の再交付			
適正化に関する法律に係る	認定証の書換え			
事務				
探偵業の業務の適正化に関	探偵業の開始の届出があったことを証する書面の交付			
する法律に係る事務	探偵業の変更の届出があったことを証する書面の交付			
	探偵業の開始又は変更の届出があったことを証する書面の			
	再交付			

(その他)

その他所要の規定の整備を行う。

[令和6年4月1日施行]

議案第48号 工事請負契約(国道313号(北条倉吉道路延伸)橋梁上部工事(本線橋(仮称)) (補助改良))の締結について(道路建設課)

工 事 名:国道313号(北条倉吉道路延伸)橋梁上部工事(本線橋(仮称))(補助改良)

工 事 場 所:東伯郡北栄町弓原

契約の相手方:株式会社横河ブリッジ大阪支店

契 約 金 額:919,380,000円 工事完成期限:令和7年8月29日

議案第49号 財産を減額して貸し付けること(鳥取パスターミナル用地)について(交通政策課)

相 手 方:鳥取バスターミナル株式会社

貸付財産:普通財産

所在地種類数量鳥取市東品治町107番2ほか5筆土地2,013.20 ㎡

貸付期間:令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

貸付金額:バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該土地に係る国有資産

等所在市町村交付金法第2条により交付すべき市町村交付金の額のいずれ

か高い額

減額貸付理由:バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安

全確保と円滑化を図るため、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとす

るものである。

議案第50号 財産を減額して貸し付けること((元)境水産高等学校情報事務科棟の建物及び 周辺用地)について(障がい福祉課)

相 手 方:社会福祉法人養和会

貸付財産:普通財産

所在地	種 類	数量
境港市中野町字膝根 1929 番 1	土地	1, 497. 50 m ²
	建物	780. 00 m²
		(1棟)

貸付期間:令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

貸付金額:普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該土地及び建物の貸付料年

額の2分の1に相当する金額

減額貸付理由:障がい者の就労支援を図るため、障がい者の就労に必要な知識及び能力の向

上のために必要な訓練等を行う障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人養和会に対して、引き続き当該建物及び周辺用地を減額して貸し付け

ようとするものである。

議案第51号 財産を無償で貸し付けること((元)皆生温泉公園)について(行財政改革推進課)

相 手 方:米子市 個人(皆生プレイパーク運営委員会代表)

貸付財産:普通財産

所在地	種類	数量
米子市皆生温泉三丁目 1379 番のうち一部	土 地	15, 363. 75 m ²
ほか6筆		

貸付期間:令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

無償貸付理由:県有財産の有効活用と維持管理費の低減を図るとともに、年間を通じたスポ

ーツイベントや青少年育成活動等を通して地域の活性化を図る目的で設立 された皆生プレイパーク運営委員会の活動の用に供するため、引き続き同委

員会に当該土地を無償で貸し付けようとするものである。

議案第52号 財産を無償で貸し付けること((元)鳥取農業高等学校実習農園)について

(教育環境課)

相 手 方:鳥取市 個人(山王団地自治会会長)

貸付財産:普通財産

所在地	種 類	数量
鳥取市湖山町南三丁目 607 番1のうち一部	土 地	1, 709. 40 m ²

貸付期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

無償貸付理由:当該土地は県史跡天神山城跡(因幡守護所跡)として保護すべき土地であ

り、今後の活用策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減及び防犯対策を図る観点から、引き続き山王団地自治会に無償で貸し付けようとする

ものである。

議案第53号 損害賠償の額の決定について(農林水産政策課)

損害賠償の相手方:西伯郡大山町 企業

損害賠償の要旨:県は、損害賠償金49,801円を損害賠償の相手方に支払う。

概 要: 県が損害賠償の相手方と締結した中山3期営農飲雑揚水設備工事請負契

約の前払金の支払の履行に当たり、県が約定の支払期限内に支払を完了 せず、28日経過後に支払を完了したことにより生じた損害について、当

該契約書の規定に基づき請求された遅延利息を支払うものである。

議案第54号 権利の放棄について (病院局総務課)

回収が不可能である債権について、権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

より、議会の議決を求めるものである。		
放棄する権利	金 額	相手方
平成 12 年度の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	5,770円	債務者 鳥取市 法人
平成13年1月17日の病院事業診療費に係る未納付額の 請求権	85, 785 円	債務者 神奈川県 足柄上郡中井町 個人
平成 13 年 4 月 6 日から平成 17 年 2 月 27 日までの病院 事業診療費に係る未納付額の請求権	18,888円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人 鳥取市 個人
平成14年1月30日の病院事業診療費に係る未納付額の 請求権	17,800 円	債務者 東伯郡湯梨浜町 個人
平成 14 年 2 月 18 日から令和元年 6 月 20 日までの病院 事業診療費に係る未納付額の請求権	28, 380 円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人 鳥取市 個人
平成14年9月27日から平成28年8月1日までの病院 事業診療費に係る未納付額の請求権	338,815 円	債務者 鳥取市 個人
平成14年10月8日から同年11月11日までの病院事業 診療費に係る未納付額の請求権	3,070円	債務者 鳥取市 個人
平成 14 年 12 月 28 日の病院事業診療費に係る未納付額 の請求権	26, 055 円	債務者 倉吉市 個人
平成 15 年 8 月 27 日から同月 31 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	218, 482 円	債務者 広島県広島市 個人 連帯保証人 広島県広島市 個人
平成16年7月31日から同年8月8日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	6, 266 円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人及び 相続人 鳥取市 個人
平成 16 年 9 月 20 日から同月 27 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	12,680 円	債務者 島根県松江市 個人
平成18年5月1日から同年8月17日までの病院事業診 療費に係る未納付額の請求権	747, 141 円	債務者 鳥取市 個人
平成18年11月1日から同月9日までの病院事業診療費 に係る未納付額の請求権	39, 526 円	債務者 鳥取市 個人
平成 19 年 11 月 16 日から平成 24 年 9 月 26 日までの病 院事業診療費に係る未納付額の請求権	201, 460 円	債務者 鳥取市 個人
平成 21 年 10 月 13 日から平成 22 年 2 月 13 日までの病 院事業診療費に係る未納付額の請求権	46, 210 円	債務者 米子市 個人
平成 22 年 3 月 8 日の病院事業診療費に係る未納付額の 請求権	47, 383 円	債務者 米子市 個人
平成 24 年 11 月 22 日から平成 25 年 9 月 18 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	440, 658 円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人 鳥取市 個人

放棄する権利	金 額	相手方
平成25年12月17日から平成28年7月19日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	435, 797 円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人及び 相続人 鳥取市 個人
平成28年12月21日から同月30日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	158,819円	債務者 鳥取市 個人
平成 29 年 4 月 13 日及び同月 14 日の病院事業診療費に 係る未納付額の請求権	24,000円	債務者 倉吉市 個人 連帯保証人 倉吉市 個人
令和3年12月5日の病院事業診療費に係る未納付額の 請求権	31,360円	債務者 西伯郡大山町 個人
令和4年2月27日の病院事業診療費に係る未納付額の 請求権	76, 520 円	債務者 兵庫県神戸市 個人
令和4年3月15日から同年11月11日までの病院事業 診療費に係る未納付額の請求権	170,640 円	債務者 東伯郡北栄町 個人

議案第55号 土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の 一部改正について(県土総務課)

漁港漁場整備法の一部が改正され、法律の題名が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①次の事業について、引用する法律の題名を改める。
 - ア 水産基盤整備事業
 - イ 農山漁村地域整備交付金事業
 - ウ 港整備交付金
- ②次の事業について、削除する。
 - ア 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業
 - イ 山のみち地域づくり交付金事業(林道若桜江府線の三朝区間に限る。)

議案第56号 事業契約(鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糀町庁舎整備等事業)の締結 についての議決の一部変更について(西部総合事務所)

物価及び労務費の上昇による維持管理費及び施設整備費に係る割賦金利支払額の増額により、契約金額が増となることに伴い、契約金額の変更を行うものである。 (変更内容)

契約金額:変更前 1,655,021,372 円 → 変更後 1,674,100,521 円

(19,079,149円の増)

議案第57号 事業契約(鳥取県立美術館整備運営事業)の締結及び公の施設の 指定管理者の指定(鳥取県立美術館)についての議決の一部変更について (美術館整備課)→(美術館)

物価及び労務費の上昇による建設工事費、維持管理費及び施設整備費に係る割賦金利支払額の増額により、契約金額が増となることに伴い、契約金額の変更を行うものである。 (変更内容)

契約金額:変更前 14,438,047,372 円 → 変更後 15,493,669,864 円

(1,055,622,492 円の増)

議案第58号 公共施設等運営権の設定(鳥取県営水力発電所)についての議決の一部変更について (企業局経営企画課)

鳥取県営水力発電所(小鹿第一発電所)の公共施設等運営権の存続期間を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により、議会の議決を求めるものである。

(変更内容)

運営権の存続期間:変更前 開始日 令和6年2月1日 満了日 令和26年1月31日 → 変更後 開始日 令和6年8月1日 満了日 令和26年7月31日

議案第59号 個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する 規約を定める協議について(県民参画協働課)→(県民課)

個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の一部を県が岩美町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野病院組合及び南部箕蚊屋広域連合からそれぞれ受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第60号 情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る 事務の委託に関する規約を定める協議について(県民参画協働課)→(県民課)

情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の一部を県が三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び境港管理組合からそれぞれ受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第61号 情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る 事務の委託に関する規約を定める協議について(県民参画協働課)→(県民課)

情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の一部を県が倉吉市、岩美町、智頭町、八頭町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野病院組合、鳥取中部ふるさと広域連合及び南部箕蚊屋広域連合からそれぞれ受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第62号 鳥取県町村総合事務組合と鳥取県の間における情報公開条例に基づく合議制の機関に 係る事務の委託に関する規約を定める協議について(県民参画協働課)→(県民課)

情報公開条例に基づく合議制の機関に係る事務の一部を県が鳥取県町村総合事務組合から 受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2 の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第63号 包括外部監査契約の締結について (行政監察・法人指導課)

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的: 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契 約 金 額:9,320,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方:駿同 利明 税理士

議案第64号 鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の 徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(税務課)

地方税法等の一部が改正され、個人県民税の特別税額控除の新設、外形標準課税の適用対象 法人の見直し、不動産取得税の特例税率等の延長等が行われることに伴い、所要の改正を行う ものである。

(概 要)

- ①個人県民税の特別税額控除に係る事項
 - 納税者の合計所得金額が1,805万円以下の場合、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を控除する。
- ②外形標準課税の適用対象法人の見直しに係る事項
 - 法人事業税に係る外形標準課税の対象法人を、現行基準(資本金1億円超)を維持した上で、 以下のいずれかに該当する法人を追加する。
 - ア 前事業年度に外形標準課税の対象であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人
 - イ 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金 1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える法人
- ③不動産取得税の特例税率等の延長に係る事項
 - 宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例及び住宅及び土地に係る税率の特例をそれぞれ3年延長する。(現行 令和6年3月31日)
- ④その他合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の方法及び手続等 について所要の規定の整備を行う。

「令和6年4月1日ほか」

議案第65号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事企画課)

令和5年台風第7号による大規模災害の復旧に関する工事を迅速に行うに当たり採用による欠員の補充が困難な土木技師等の人材確保を図るため、給与上の措置を講ずる等所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①職員の給与に関する条例の一部改正
 - 令和8年3月31日までの間、採用時の職が土木技師である職員等には、60歳に達した日後最初の4月1日以降月額2万円の初任給調整手当を支給する。
- ②職員の退職手当に関する条例の一部改正
 - ア 土木技師等に対する退職手当について、60歳に達した日後に令和8年3月31日までの 期間に在職した会計年度の数に応じ加算を行う。
 - イ 国立大学法人法の条項を引用する規定について所要の規定の整理を行う。
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。
- ③企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 令和8年3月31日までの間、知事の事務部局の職員との権衡上必要があると認められる職員には初任給調整手当を支給する。
- ④職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正 暫定再任用職員について、①に準じた改正を行う。

「令和6年4月1日ほか」

議案第66号 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例(人事企画課)

令和6年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。(概要)

・知事部局・教育委員会事務局・学校職員10 人増2 人減

「令和6年4月1日施行]

議案第67号 鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例(人事企画課)

人口減少社会対策に向けた体制の強化を図るため、輝く鳥取創造本部及び地域社会振興部を再編するとともに、令和7年に開館を予定する鳥取県立美術館の設置及び管理等の事務を教育委員会から知事部局に移管するため、関係する条例について所要の改正を行うものである。 (概 要)

- ①鳥取県行政組織条例の一部改正
 - ア 地域社会振興部の所掌から輝く鳥取創造本部に県民の社会参加活動の推進に関する 事項を移管する。
 - イ 地域社会振興部の所掌事務に美術の振興に関する事項を追加する。
- ②鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部改正 鳥取県立美術館の設置、管理及び廃止に関する事務は、知事が管理し、及び執行するもの とする。
- ③鳥取県附属機関条例の一部改正 知事の附属機関として鳥取県美術資料収集評価委員会を設置する。
- ④鳥取県立美術館の設置等に関する条例の一部改正
 - ア 教育委員会が行うこととしていた指定管理者の選定等を知事が行うものとする。
 - イ 鳥取県附属機関条例の一部改正 鳥取県立美術館協議会を教育委員会の附属機関から知事の附属機関とする。
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。

[令和6年4月1日施行ほか]

議案第68号 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設 に関する条例の一部を改正する条例(家庭支援課、子ども発達支援課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。 (概 要)

- ①鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正
 - ア 里親支援センターの設備及び運営に関する基準を定める。
 - イ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、 自立支援計画の策定に当たっては、年齢、発達の状況その他の利用者の個々の事情に応じ意 見聴取その他の措置をとることにより、当該利用者の意見又は意向を勘案して当該計画を策 定するものとする。
 - ウ 福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターが、児童発達支援センター に一元化されることに伴い、人員、設備及び運営に関する基準の整備を行う。
 - エ その他所要の規定の整備を行う
- ②鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正
 - ア 福祉型障害児入所施設は、障害児(15歳以上の者に限る。)が障害福祉サービスその他の サービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営み、自立した日常生活又は社会生 活へと移行できるよう支援する上で必要な事項を定めた計画を作成することとする。
 - イ 指定障害児通所支援事業者(指定居宅訪問型児童発達支援事業者を除く。)は、利用者が 児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるよう にすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域 社会への参加及び包摂の推進に努めることとする。
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。

[令和6年4月1日施行]

議案第69号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例(病院局総務課)

県立病院の診療機能の充実強化を図るため、医師、看護師及び医療技術員等の増員を行うものである。

(概 要)

現行 1,366 人 → 改正後 1,383 人 (+17 人)

「令和6年4月1日施行」

議案第70号 専決処分の承認について

(1)令和5年度鳥取県一般会計補正予算(第7号)(令和6年2月16日専決)(財政課)

補正前の額 445,673,693 千円

補 正 額 100,000 千円 (基金繰入金 100,000 千円)

補正後の額 445,773,693 千円

・県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙を執行するための補正予算

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和6年2月1日専決)

(警察本部監察課)

和解の相手方:米子市 個人

和解の要旨: 県は、損害賠償金110,202円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要:令和5年9月21日、米子警察署の職員が、公務のため和解の相手方を同乗

させて小型乗用自動車を運転中、駐車場に進入するため後退した際、後方 の安全確認が不十分であったため、後方の電柱に衝突し、和解の相手方が

負傷したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和6年2月1日専決)

(警察本部監察課)

和解の相手方:鳥取市 個人

和解の要旨:県は、損害賠償金173,151円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要:令和5年9月23日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を緊

急自動車として運転中、交差点を左折しようとした際、運転操作を誤り、 対向車線で同緊急自動車接近のため停止していた和解の相手方所有の軽乗

用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和6年2月1日専決)

(警察本部監察課)

和解の相手方:鳥取市 企業

和解の要旨: 県は、損害賠償金536,800円(県過失8割)を和解の相手方に支払う。

事 故 の 概 要: 令和5年10月17日、警察本部警備部警備第一課の職員が、公務のため普

通乗用自動車を運転中、路外駐車場から道路に進入しようとした際、道路 を右方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双

方の車両が破損したものである。

(4)職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(令和6年2月5日専決)(人事企画課)

地方自治法施行令の一部改正に伴い、職員等が県に対する損害を賠償する責任を負う額のうち免責する額を定めた規定中引用する同令の条項を改めるものである。

[令和6年4月1日施行]

<u>(5) 鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例</u> (令和6年2月5日専決)(家庭支援課、住宅政策課)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されるとともに売春防止法の一部が改正されたことに伴い、これらの条例の規定中引用する用語の整理等を行うものである。

「令和6年4月1日施行」

(6)鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例(令和6年2月5日専決)(まちづくり課)

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、適用除外行為の追加について定めた規定中引用する同法の題名を改めるものである。

[令和6年4月1日施行]

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和6年2月5日専決)(畜産振興課)

和解の相手方:甲 国

乙 東京都港区 企業

和解の要旨: 県は、損害賠償金 550,245 円を甲に、568,320 円を乙にそれぞれ支払う。

(県過失 10 割)

事 故 の 概 要: 令和5年1月30日、畜産振興課の職員が、公務のため賃貸借契約により和解

の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、路面の積雪によりスリップして、和解の相手方甲が設置するワイヤーロープ式防護柵に接触し、

同車両及び同ワイヤーロープ式防護柵を破損させたものである。

(8)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和6年2月5日専決)(道路企画課)

和解の相手方:米子市 個人

和解の要旨:県は、損害賠償金12,968円(県過失2割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要:令和5年4月1日、和解の相手方が、一般県道両三柳西福原線の歩行者用道

路を通行中、側溝の蓋の欠けている部分に躓いて転倒し、和解の相手方所有 の腕時計等が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

報告第2号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について(産業未来創造課)

地方独立行政法人法第 54 条第 2 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

令和6年1月1日現在 48人

報告第3号 長期継続契約の締結状況について

件数新規11件